

○安中市空家等バンク登録物件リフォーム等補助金交付要綱

平成29年7月7日

安中市告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等バンクを利用して空家等の取得等を行うことにより、本市に定住することを希望する者が当該空家等のリフォーム工事を行う場合において、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、安中市空家等バンク設置運営要綱（平成29年安中市告示第81号）で使用する用語の例による。

2 この告示において「リフォーム工事」とは、空家等の機能を復元し、又は居住環境を向上するために行う増築、改築、模様替え、修繕等の工事であって、別表に定めるものをいう。

(補助金の内容)

第3条 この告示による補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) リフォーム工事補助金 登録空家等の取得等に係る契約を締結し、当該登録空家等に対してリフォーム工事を行う者に対して交付する補助金をいう。
- (2) 家財処分補助金 登録空家等の取得等に係る契約を締結し、当該登録空家等に附属する家財の処分（以下「家財の処分」という。）を行う者に対して交付する補助金をいう。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録空家等の取得等に係る契約を締結をしていること。
- (2) 法人でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 登録空家等の取得等に係る契約の相手が3親等以内の親族でないこと。
- (5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 過去においてこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

2 登録空家等の取得等をする者が補助対象者である場合は、前項各号に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に登録されている者が登録空家等の取得等により本市内において転居をする場合 当該転居の日から起算して5年以上本市に生活基盤を置く意思があること。

(2) 登録空家等の取得等によって本市に転入する場合 本市の住民基本台帳に登録された日から起算して5年以上本市に生活基盤を置く意思があること。

(補助対象経費)

第5条 リフォーム工事補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当するリフォーム工事に係る経費とする。

(1) 市内の業者が施工するものであること。

(2) 建物の居住部分に対するものであること。

(3) 第9条の規定による補助金の交付の決定の日以降に着手したものであること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反していないものであること。

(5) 第9条の規定による補助金の交付の決定があった日が属する年度内に完了するものであること。

2 家財処分補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当する家財の処分に係る経費とする。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の同条第3項に規定する再商品化等に必要の行為に関する料金を除く。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定によってなされた一般廃棄物処理業の許可を受けている市内の業者に委託するもの又は登録空家等の所有者等若しくは当該登録空家等の取得等をする者が自ら碓氷川クリーンセンターに搬入するものであること。

(2) 建物の居住部分に放置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財の処分であること。

(3) 処分に係る経費が5万円以上であるものであること。

(4) 第9条の規定による補助金の交付の決定があった日が属する年度内に完了するものであること。

(5) 第9条の規定による補助金の交付の決定の日以降に着手したものであること。

3 前2項に規定する経費は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) リフォーム工事補助金 リフォーム工事に要する額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。

(2) 家財処分補助金 家財の処分に要する額に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

2 第9条の規定による決定後は、補助金の増額を認めないものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事等の着手前に空家等バンク登録物件リフォーム等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) リフォーム工事又は家財の処分（以下「工事等」という。）に係る経費の見積書の写し（家財の処分の際に登録空家等の所有者等又は当該登録空家等の取得等をする者が自ら碓氷川クリーンセンターに搬入する場合を除く。）

(2) 工事等の着手前の現場写真（様式第2号）

(3) 誓約書（様式第3号）

(4) 同意書（様式第4号）（共有者が数人ある場合又は同順位の相続人が数人ある場合に限る。）

(5) 登録空家等の取得等に係る契約書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の登録空家等に対し、リフォーム工事補助金又は家財処分補助金のうち、いずれか1回を限度とする。

(申請期間)

第8条 補助金の交付の申請を行うことができる期間は、登録空家等の取得等に係る契約（賃借の場合にあっては、初回の契約）を締結した日から起算して2年を経過する日が到来する前までの間とする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、

補助金の交付を決定したときは空家等バンク登録物件リフォーム等補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の交付を却下したときは空家等バンク登録物件リフォーム等補助金交付却下決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（変更又は中止の承認）

第10条 前条の規定による決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該決定に係る申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空家等バンク登録物件リフォーム等補助金変更（中止）申請書（様式第7号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更又は当該中止を適当と認めるときは、空家等バンク登録物件リフォーム等補助金変更（中止）承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、工事等が完了した日（以下この項及び第18条において「完了日」という。）から起算して30日を経過する日又は完了日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、空家等バンク登録物件リフォーム等補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事等に係る経費の領収書の写し
- (2) 工事等に係る経費の明細書の写し
- (3) 工事等の完了後の現場写真（様式第10号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 家財の処分の際に登録空家等の所有者等又は当該登録空家等の取得等をする者が自ら碓氷川クリーンセンターに搬入する場合は、前項第1号に規定する書類の添付を省略し、同項第2号及び第3号に規定する書類に代えて、碓氷川クリーンセンターにおいて発行する納入通知書及び計量票を添付するものとする。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付額を確定し、空家等バンク登録物件リフォーム等補助金額確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに空家等バンク登録物件リフォーム等補助金請求書（様式第12号）により、市長に請求しなければならない。

い。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなった場合

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、空家等バンク登録物件リフォーム等補助金取消決定通知書(様式第13号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(報告の徴収)

第17条 市長は、工事等の実施状況等の確認に必要な限度において、交付決定者又は当該工事等を施工する者に対し、当該工事等の実施状況等に関し報告させることができる。

(書類の保存)

第18条 交付決定者は、補助金の交付に係る関係書類を完了日が属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条関係）

リフォーム工事の内容	備考
屋根のふき替え、塗装等	
雨どいの修繕又は取替え	
外壁の張り替え、塗装等	
バルコニー、ベランダ、テラス等の修繕又は設置	登録空家等に付随するものに限る。
間取りの変更に伴う工事	
屋根、外壁、天井等の断熱化に伴う工事	
畳の取替え、表替え等	
建具の修繕、取替え又は設置	
台所、浴室、洗面所、便所の修繕、取替え又は設置	
電気設備、ガス設備、給排水衛生設備の工事	
給湯設備の工事	
照明設備、コンセント、スイッチ等の取替え又は設置	電球又は蛍光管のみの交換を除く。
手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張等のバリアフリー化に伴う工事	
基礎、柱、はりの補強に伴う工事	
増築又は改築に伴う工事	
その他市長が必要と認める工事	